令和7年５月発行　朝霞市人権庶務課・こども人権相談員（小学１～3年生用）

こども・ほっとそうだん　通信　第2号

みんな、げんきかな。

花もみどりもいっぱいのきせつになりました。あさか市『こども・ほっとそうだん』です。『こども・ほっとそうだん』では、そうだんいんが、みなさんからのおはなしを、ひみつをまもって、いっしょにかんがえます。こまっていること、なやんでいること、どんなおはなしでも、きかせてください。

がっこうに
いきたくない

つらいことを
きいてほしい

べんきょうが
にがて

なんだか
ふあんです

『こどもの権利（けんり）』をしっていますか②

こどもの権利（けんり）がくわしく書かれている「子どもの権利条約（けんりじょうやく）」は、日本やせかいのほとんどのくにが、まもることをやくそくしています。その４つのげんそくを、じゅんばんにみていきましょう。こんかいは『**差別（さべつ）の禁止（きんし）**』（**差別されないけんり**）です。

こどもは、さべつされません。あなたがおんなだから、おとこだからとか、またはおとこでもおんなでもないとおもうから、とか、こどもやおやの国（くに）やはだのいろ、しょうがいがあるかどうか、おかねもちかどうか、など、どんなことでもさべつされません。**『差別（さべつ）されないけんり』**、たいせつなけんりですね。

こども・ほっとそうだん

そうだんほうほう

- でんわ
- 会ってそうだん（よやくしてね）
- てがみ
- そうだんフォーム

そうだんフォーム

☎ 048-423-4120

せんもんのそうだんいんは水よう日・金よう日
午前9時30分～午後4時30分　※祝日、年末年始はお休みです。
月よう日～金よう日　午前8時30分～午後5時15分もでんわできます。

©むさしのフロントあさか